

水中溶接に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編

改正理由

近年の溶接技術発展に伴い、特に就航船の損傷個所の補修のために使用する水中溶接に関する問い合わせが増加している。一方、鋼船規則においては、水中溶接を適用することができるか否かが明確となっていなかった。

このため、鋼船規則等の総合見直しの一環として、その取り扱いが明確になるよう、関連規定を改めた。

改正内容

船舶の軽微な損傷に対し、本会の承認を得た施工方法による水中溶接を認める場合があることが明確となるよう関連規定を改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 M 編 M1.1